

10月1日から水道料金を改定(値上げ)します

市の水道料金を受益者負担に則った適正な料金とするため、3か年程度で料金を見直しています。水道料金等審議会の答申に基づき、10月から水道料金を改定する条例を3月に決めました。

【現行】 (1月当たり：税込)

種別	用途	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)
		水量	料金	
専用・共用	一般用・業務用	使用水量8m ³ まで	1,210円	166円
臨時用		使用水量1m ³ につき		363円

【改定後】 (1月当たり：税込)

種別	用途	基本料金(1か月につき)		超過料金(1m ³ につき)		
		水量	料金	9~20	21~100	101~
専用・共用	一般用・業務用	使用水量8m ³ まで	1,290円	177円	185円	193円
臨時用		使用水量1m ³ につき		399円		

【料金の改定時期】

令和2年10月使用分(11月請求分)から新料金になります。

国東市水道事業は、平成28年度に公営企業会計に移行し、税金に頼らず使用者の皆さまの水道料金で経営を行う「独立採算制の原則」に則った運営を目指しています。今後、給水人口の減少や管路等の老朽化が進む中で、市民生活に欠かせない安心で安全な水を安定的に供給していくために料金を改定させていただきます。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、下水道使用料の変更はありません。

新料金の計算例

○水道使用量20m³の場合【現行：3,200円】

1,290円(基本料金8m³分) + 2,124円(超過料金9~20m³分：12m³×177円)
= **3,410円** (10円未満切り捨て)

○水道使用量40m³の場合【現行：6,520円】

1,290円(基本料金8m³分) + 2,124円(超過料金9~20m³分：12m³×177円)
+ 3,700円(超過料金21~40m³分：20m³×185円) = **7,110円** (10円未満切り捨て)

○水道使用量110m³の場合【現行：18,140円】

1,290円(基本料金8m³分) + 2,124円(超過料金9~20m³分：12m³×177円)
+ 14,800円(超過料金21~100m³分：80m³×185円)
+ 1,930円(超過料金101~110m³分：10m³×193円) = **20,140円** (10円未満切り捨て)

【問合せ先】

上下水道課 ☎0978-72-5197

国見総合支所地域振興課 ☎0978-82-1114

武蔵総合支所地域振興課 ☎0978-68-1113

安岐総合支所地域振興課 ☎0978-67-1116

高収益作物次期作支援交付金のお知らせ

新型コロナウイルスにより売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹・茶)について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

【支援対象となる生産者】

下記の要件をすべて満たす方。

- 令和2年2~4月の間に野菜・花き・果樹・茶について、出荷実績があるまたは廃棄等により出荷できなかった生産者(JA出荷以外)
- 収入保険、農業共済、野菜価格安定制度等のセーフティネットに加入しているか、今後加入を検討することが確認されている生産者

【支援内容】

下記の単価により支援金を交付します。

- 基本単価：10aあたり5万円
(中山間地域等は5.5万円)

②施設栽培の花き、大葉、わさび：10aあたり80万円

③施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう：10aあたり25万円

※加温装置(空調装置)、かん水装置がある施設が対象

【申請時に必要な書類等】

- 令和2年2~4月の間に高収益作物を出荷または廃棄したことが確認できる書類(領収書、納品書、その他品目が分かる出荷・販売の書類)
- 次期作の取組項目を実施する地目・地番・面積が分かるもの
- 印鑑(認印で良い、シャチハタは不可)
- 申請者本人名義の通帳(写し)

【申請・問合せ先】国東市農業再生協議会(市役所2階) ☎0978-72-9050

農作業機付き農耕トラクターで公道を走行する際は必要な運転免許を確認しましょう

農耕トラクターに関わる道路運送車両法等の一部見直しにより、作業機を装着した状態での道路の走行が可能となりましたが、以下に記載する基準に1つでも該当した場合は、大型特殊自動車免許が必要となります。

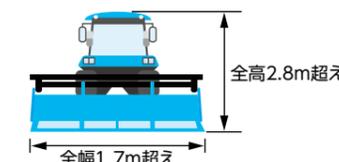
大型特殊自動車免許を取得せず、基準を超える農耕トラクターの走行を行った場合、無免許運転となり罰則が科されます。法令順守のもと、安全な運転をお願いします。

【大型特殊自動車免許が必要なトラクター】

作業機を装着した状態での基準

- ①全長が4.7メートルを超えるもの
- ②全幅が1.7メートルを超えるもの
- ③高さが2.8メートルを超えるもの(安全キャブや安全フレームがないものは、2.0メートルを超えるもの)
- ④最高速度が時速15キロメートルを超えるもの

※このほかにも、公道走行する際の注意点として、灯火器類等の設置などがあります。詳細は農林水産省のホームページをご覧ください。



【問合せ先】農政課 農政係 ☎0978-72-5167